

○財務省告示第三十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年五月二十三日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百六
十八回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
の
条
項
及
び
そ
の
の
条
項

三 振替法の適用 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第
一号）第三条第一項並びに特
会計に関する法律（平成十九
法律第二十三号）第四十六
一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五
以下「振替法」という。）の規
の適用を受けるものとし、そ
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる
札（以下「価格競争入札」と
う。）による発行（以下「価格
争入札発行」という。）、価格
争入札と同時に行われる入札
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「
債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法

五

方募

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

ヘ

ト

チ

リ

ス

セ

ソ

ダ

デ

ド

六

発

入 価 札
札 格 行
発 競
行 争

入 価 札
札 格 行
発 競
行 争

・ 別 第 II
加 非
者 者

債 参 市 及 び
行 争 争 争
争 争 争

争 争 争
争 争 争
争 争 争

争 争 争
争 争 争
争 争 争

争 争 争
争 争 争
争 争 争

競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
後 行 入 札 発 行 一 と い う 。
務 大 臣 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 財
ご と に 応 募 限 額 を 定 め る も の の
に よ り 発 行 一 以 下 の 債 市 場 特 別 参 加 者
別 加 入 者 第 一 非 格 競 争 入 札
発 行 一 と い う 。

各 申 込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申
込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申
込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申
込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申
込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申
込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申

額 七 千 三 百 五 十 一 億 円
う ち 財 政 法 第 四 十 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
つ い て は 一 千 八 百 十 万 円 以 上 の 額
二 億 五 千 八 百 十 万 円 以 上 の 額
営 業 必 要 財 源 の 確 保 を 図 る た
め の 公 債 発 行 の 特 例 関 係 する 法
律 第 三 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ

七
払込金額

ハ			ロ			イ			ハ			ロ											
非 格 競	者 第 II	特 別 加 場	行 入 札 発	争 入 札 発	非 格 競	者 第 I	特 別 加 場	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	七 払 込 金 額	行 入 札 発	争 入 札 発	非 格 競	者 第 II	特 別 加 場	国 債 市 場	行 入 札 発	争 入 札 発	非 格 競	者 第 I	特 別 加 場	国 債 市 場
千 八 十 八 億 千 万 円			千 六 百 五 十 三 億 三 千 七 十 五 万 円			千 七 百 四 十 五 億 八 千 五 百 六 十 万 円			千 七 百 四 十 五 億 八 千 五 百 六 十 万 円			千 八 十 億 円			千 六 百 五 十 三 億 三 千 七 十 五 万 円			千 七 百 四 十 五 億 八 千 五 百 六 十 万 円			千 八 十 億 円		

は、発行した利付国債について
 千百万円（令和元年度予算分）、
 特別会計に関する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき発行し
 た利付国債については、額面金
 額で千五百四十七億六千四十万
 円
 財政運営に必要な財源の確保を
 図るための公債の発行の特例に
 関する法律第三条第一項の規定
 に基づき発行した利付国債につ
 いて、額面金額で千六百四十
 億（令和元年度予算分）
 特別会計に関する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき発行し
 た利付国債について、額面金額
 で千八十億円

十四

初期
利子

し、令和元年九月二十日算出した金

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.4}{365}$$

る。定期に払い込むものとす
 り算出した金額を第二号に規
 定する期日に払い込むものとす
 募入金決定の通知を受けた者は、
 年〇・四パーセント

十三

の経過
払込
み

の経過
払込
み

十一
イ
ロ

発行
行
日

額面金額百円につき百円七十銭
 額面金額百円につき百円七十銭
 額面金額百円につき百円七十銭

九
八

振替
単
位

五
万
円

の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。令和元年五月二十三日

最
低
額
面
金

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子 第二期以

令和元年五月二十三日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額 百円につき百円 令和二十一年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期において を支払期とし、 及び九月二十日 毎年の三月二十日及び九月二十日 後、第二期以

額を支払う。ただし、支払期が 銀行休業日に当たるときは、その 翌営業日に支払う（以下、次 号及び第十六号において規定す る期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.4}{2} \times \frac{1}{2}$$